

ちがいを
ちからに
変える街。



路上喫煙対策

概要資料

渋谷区 環境整備課 きれいなまちづくり係

令和8年6月10日版

渋谷区路上喫煙対策のあゆみ（1）

① 渋谷区分煙ルール（平成15年8月～）

- 当時、主に吸い殻のポイ捨てや、火のついたたばこを持って歩くことによる他人への危害を加えることが課題となっていました。
- そうした中で、平成15年8月、「**歩行喫煙はしない」「たばこは決められた場所で吸う**」という『**渋谷区分煙ルール**』を定め、歩行喫煙や決められた場所以外での喫煙を禁止しました。
- これは、不特定多数の人々が全国から昼夜問わず往来する渋谷区内の街の特性を踏まえて、**一律的に罰則で取り締まるのではなく、喫煙者一人一人のモラルやマナーの向上に期待**し、喫煙者と非喫煙者との棲み分けによる共存社会を目指してのものでした。

② 渋谷区喫煙ルール（平成31年4月～）

- その後の経過の中で、（1）**マナーを守らない行為が多数見られた点**、（2）令和2年4月1日から改正健康増進法が施行されるとともに、東京都受動喫煙防止条例が全面施行される影響により、建物内での喫煙が難しくなる結果、路上での喫煙が増加傾向になることが懸念された点、（3）令和2年に東京オリンピック・パラリンピックが開催されることに伴い、受動喫煙防止対策について国際的な対応が求められた点、（4）社会情勢の変化に伴い、受動喫煙による健康影響のリスク等への関心が高まる中、受動喫煙防止を求める声が区民や来訪者などから日々増加していた点などの理由から、渋谷区の喫煙ルールを見直し、たばこを吸わない人の健康を守る視点に立った受動喫煙対策の強化を求める機運が高まりました。
- こうした背景を踏まえ、千代田区など他自治体の先行事例を参考に、平成31年4月に「**屋外の公共の場所では喫煙しない」「たばこは決められた場所のみで吸うことができる**」という『**渋谷区喫煙ルール**』を新たに定めるとともに、**条例を改正することで、路上や公園等の屋外公共の場所での喫煙を禁止し、違反者に対する罰則規定**を設けました。さらに、同年7月、その実効性を担保するため、**分煙対策指導員を大幅に増員し、実際に違反者から過料を徴収**することで、喫煙対策の強化を図り、区民や来街者を受動喫煙から守るとともに、安心して子育てできる環境を整備しました。

渋谷区路上喫煙対策のあゆみ（2）

③現在

- 路上喫煙禁止の路面標示の貼付、横断幕・のぼり旗の掲示、街頭ビジョンの活用、喫煙ルール啓発員による巡回指導などの周知啓発活動を実施することで、**渋谷区喫煙ルールの周知・浸透を図ってきました。**
- 加えて、分煙対策指導員による**違反者への過料処分（累計77,874件（令和元年度から令和7年度まで））**を適切に科し、路上喫煙行為に対する心理的抵抗感を高めることで、受動喫煙の防止に努めてきました。
- 引き続き、各種施策について、適切に履行することで、路上喫煙者を減らし、受動喫煙を防止することで、**非喫煙者の健康を損なわない良好な都市環境**を整備していきます。

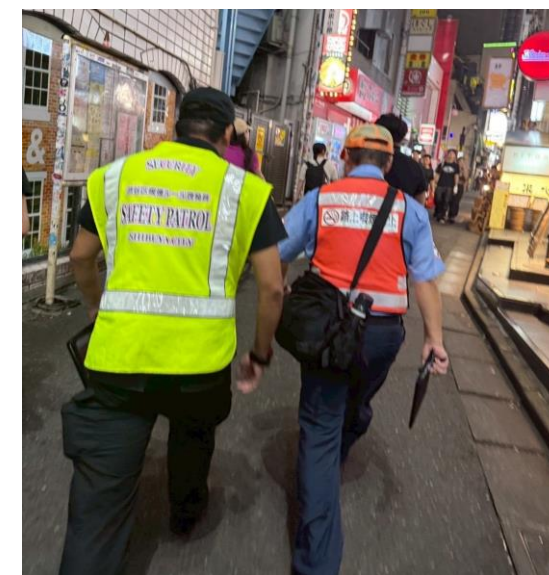
（参考）

平成 9年4月 「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」の制定

平成15年8月 渋谷区分煙ルールの制定

平成31年4月 「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」の一部改正
渋谷区喫煙ルールの制定

令和元年8月 過料徴収の開始



渋谷区路上喫煙対策の全体像

ビジョン

喫煙者への環境整備（喫煙所整備）と違反者への罰則（過料徴収）の両輪の対策を進めることで、路上喫煙者を減らし、望まない受動喫煙を防止することで、**非喫煙者の健康を損なわない良好な都市環境**を整備します。

主な取り組み



渋谷区喫煙ルール

渋谷区では、「きれいなまち渋谷をみんなで作る条例」に基づき、喫煙に関する罰則付きのルールを定めています。

1. 全ての人が守るルール

■ 渋谷区全域において、屋外公共の場所での喫煙行為を禁止

第11条第2項（禁止行為） 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

■ 違反者に対しては、その場で2,000円の過料処分

第23条第4項（罰則） 第11条第2項の規定に違反した者は、1万円以下の過料に処する。 ※施行規則において、過料金を2,000円と規定。

■ 私有地においても、他人に受動喫煙を生じさせないように配慮する努力義務

第4条第1項（2）（区民等の責務） 喫煙をしようとする場合は、その場所に配慮するとともに、受動喫煙を生じさせないようにすること。

2. 事業者が守るルール

■ 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと

第5条第1項（2）（事業者の責務） 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと。

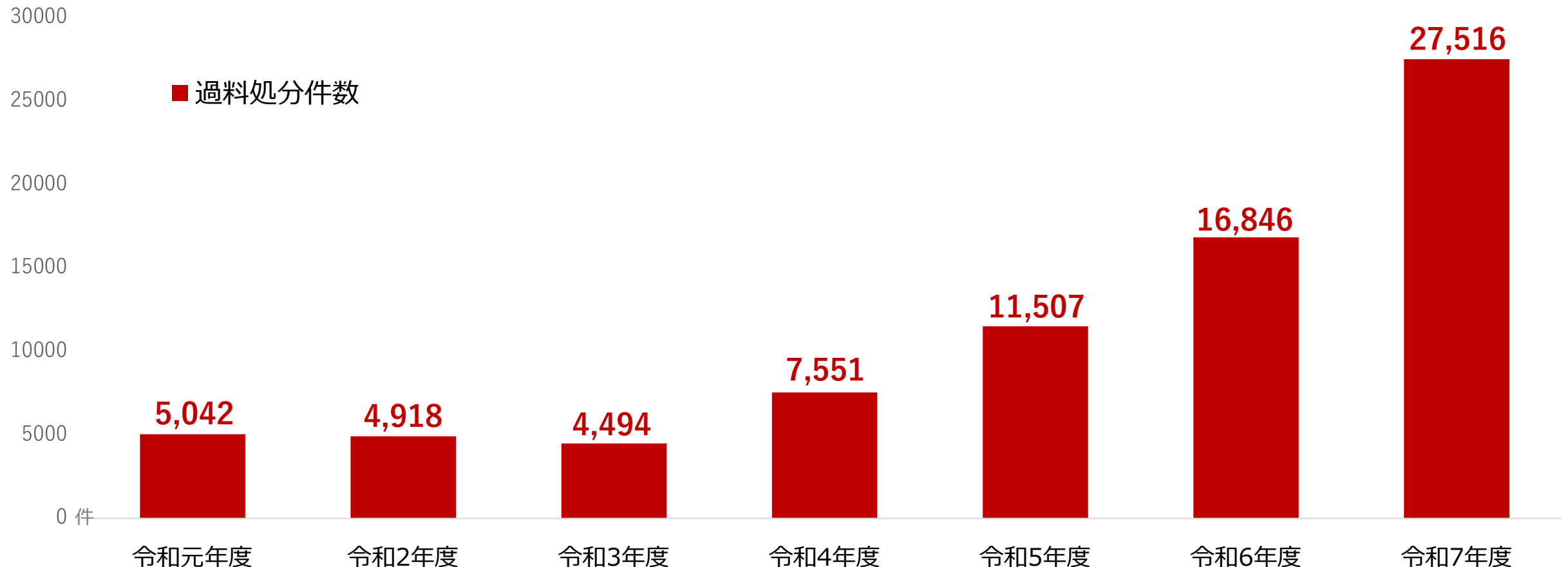
■ 自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発すること

第5条第1項（3）（事業者の責務） 自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発すること。

データ 違反者に対する過料処分件数

- 改正条例を施行した令和元年度から違反者に対する過料処分を開始
- コロナ禍以降、来街者の増加に伴い、過料処分件数も増加

データ概要：屋外公共の場所において喫煙行為を行っていた違反者に対して、分煙対策指導員が過料処分を科した件数（年度単位）



(資料) 渋谷区ホームページ「過料処分件数の実績（路上喫煙）」(<https://www.city.shibuya.tokyo.jp/kankyo/machi-seiso/kitsuen/jisseki.html>)

(補足) 令和2年度及び令和3年度は、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急事態宣言の発出を受け、一定期間指導のみを実施。

取組 1 巡回業務

- 1日当たり最大60名の巡回員が、24時間365日、区内全域を徒歩巡回
- 路上喫煙者への指導・過料徴収を実施することで、喫煙ルールの実効性を確保
- 増加する訪日外国人への対応として、多言語対応可能な巡回員を15名以上配置
- 過料の支払いはキャッシュレス決済（クレジットカード、交通系IC、二次元コード）にも対応

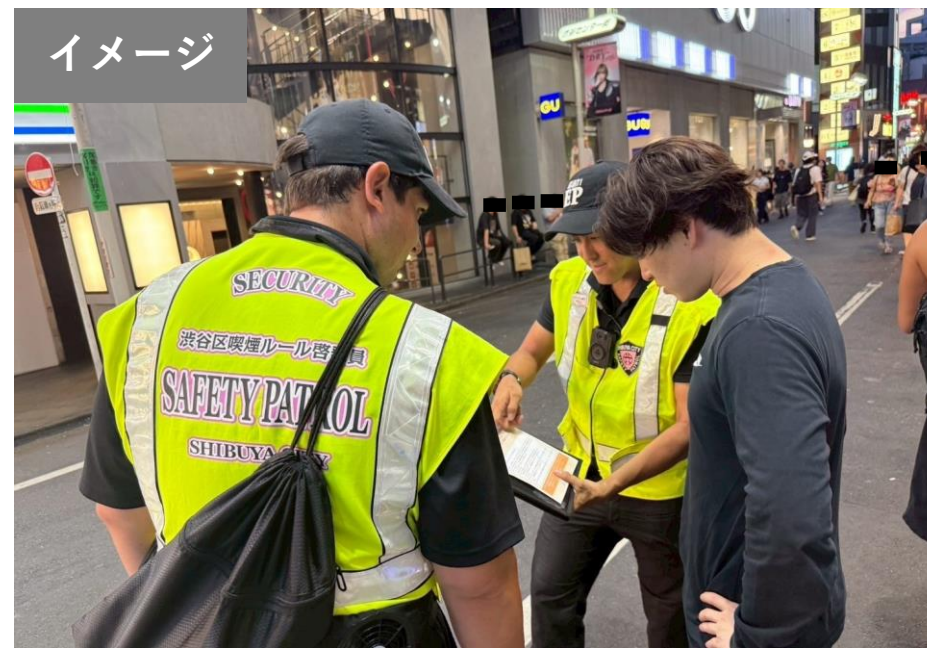
イメージ



路上喫煙者に対する過料処分件数は、

➤ 年間27,516件 (令和7年度)

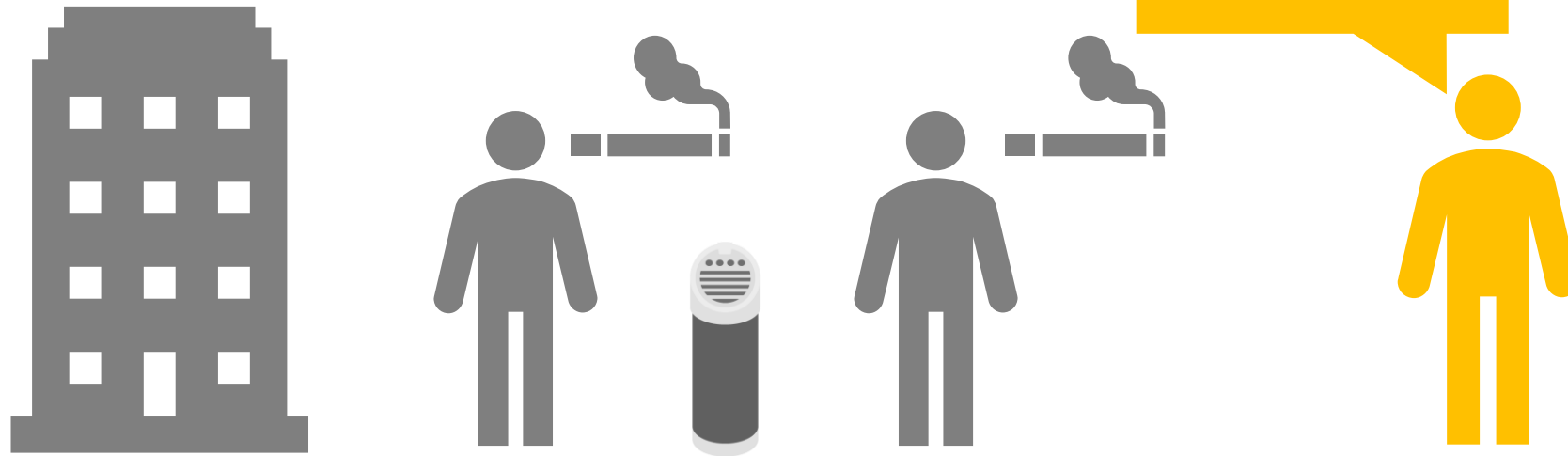
イメージ



➤ インバウンド含む来街者への多言語対応
(巡回員は、英語・中国語・韓国語で対応可)

取組 2 事業者への指導

- **路上喫煙の助長**や、公共の場所にたばこの煙が流れる要因となる**灰皿等を設置する事業者等**に対し、渋谷区喫煙ルールを説明し、**灰皿の撤去又は移設その他の環境整備**を行うよう指導。
- **特定企業等の従業員**が常習的に路上喫煙を行っている場合、企業の責任者等に対し、渋谷区喫煙ルールを説明するとともに、**従業員等へのルール周知を依頼**



【渋谷区】事業者の皆様へ

路上喫煙禁止・受動喫煙防止 ご協力について（お願い）

- ✓ 区内全域を対象に、公共の場所での喫煙を禁止しています。違反者には罰則が科されます。
- ✓ 区内で事業活動を行う事業者は、①受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと、②自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発することが必要となります。

< 法的根拠 >

きれいなまち渋谷をみんなでつくる条例（抜粋）

（目的）

第1条 この条例は、「きれいなまち渋谷をみんなでつくる。」という理念の下に、吸い殻、空き缶等の投げ捨て、落書き等の防止、空き地の雑草の除去、路上障害物等の除去及び青少年育成にとって良好な環境の整備に関し必要な事項を定め、もって美しく健全なまちづくりを総合的に推進することを目的とする。

（事業者の義務）

- 1 事業者は、次に掲げる事項の遵守に努めなければならない。
- 2 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備を行うこと。
- 3 自己の従業員に対し、受動喫煙を生じさせないよう啓発すること。

（禁止行為）

第11条2項 何人も、公共の場所（屋外に限る。）においては、喫煙をしてはならない。ただし、指定喫煙所においては、この限りでない。

（罰則）

第22条2項 第11条2項の規定に違反した者に対しては、1万円以下の過料を科する。

お問い合わせ先：株式会社エグゼクティブプロテクション 03-9999-9999
（委託者：渋谷区環境整備課きれいなまちづくり係）

本業務は、渋谷区監督のもと株式会社エグゼクティブプロテクションが運用しています。

ちがいを
ちからに
変える街。  **渋谷区**
Shibuya City

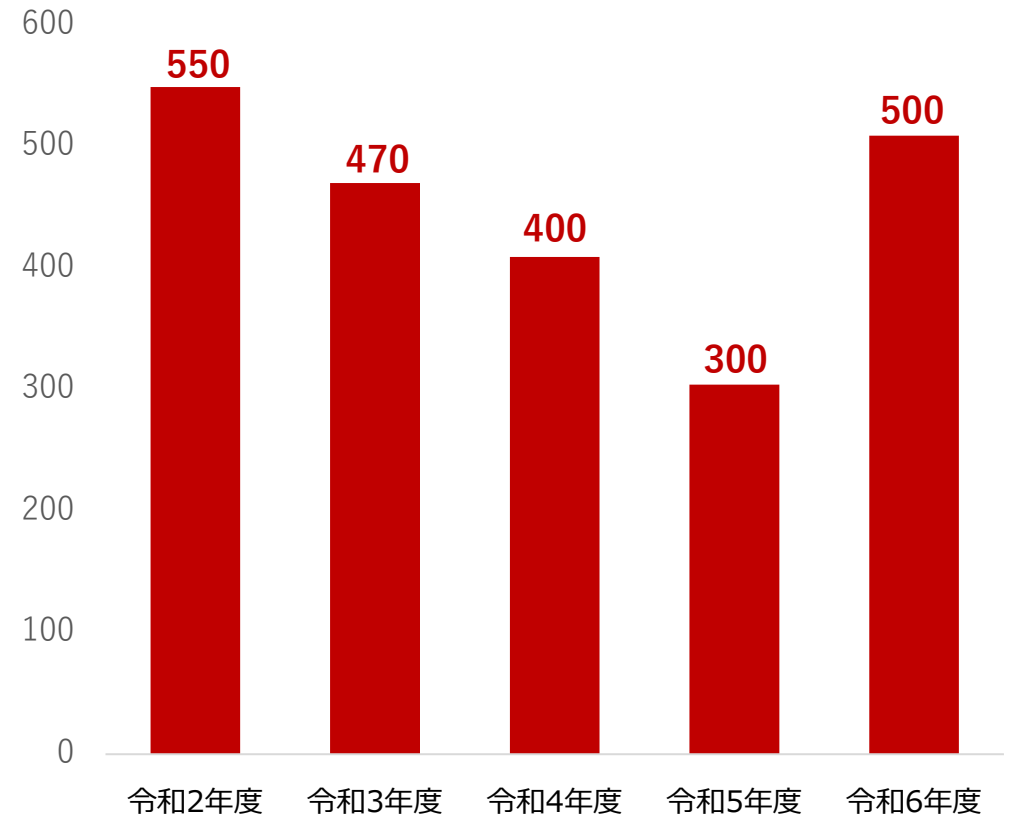
取組 3 区民等からの陳情対応

- 渋谷区公式HPに「**路上喫煙などに関する相談フォーム**」を開設し、区民等から陳情・苦情を受付
- 相談内容に応じて、巡回員による陳情場所への集中巡回や事業者への啓発活動を実施

路上喫煙などに関する相談フォーム（渋谷区HP）



路上喫煙等に関する相談件数（年間概数）



取組 4 公共喫煙所の整備

- 望まない受動喫煙を防ぐため、**分煙設備（公共喫煙所等）の整備促進を図ることが重要**
- 渋谷区では、誰でも自由に利用できる**公共喫煙所**を区内全域に**約40カ所以上設置**
- 引き続き、渋谷区が主導し公共喫煙所の新設・改修を進めるとともに、**民間事業者等への助成制度**や**大規模建築物条例に基づく喫煙施設の設置**など、民間活力を最大限に活用した分煙設備の整備を推進

渋谷区公共喫煙所



渋谷区公衆喫煙所設置費等助成

新たに一般利用可能な喫煙所を設置し、維持管理する建築物の所有者などを対象に、喫煙所の設置および維持管理にかかる経費の一部を助成
 (詳しくは渋谷区公衆喫煙所設置費等助成 | 路上喫煙対策 | 渋谷区ポータル)

大規模建築物条例

1万平方メートル（延床面積）を超える建築物を対象に、周辺地域に対する貢献として公共喫煙所の設置を規定。
 (詳しくは大規模建築物の公共貢献について | 条例・要綱 | 渋谷区ポータル)

取組 5 公共喫煙所の管理（はみだし喫煙防止等）

- **年間100万人以上が利用**する公共喫煙所が複数存在（例：スクランブル交差点喫煙所、恵比寿東口喫煙所）
- 喫煙所外での**はみだし喫煙防止**及び**喫煙所内の安全管理**のため、毎日巡回員が立哨又は立ち寄りを実施



(写真) スクランブル交差点喫煙所



(写真) 恵比寿駅東口喫煙所

公共喫煙所での立哨対応

- ✓ 公共喫煙所において、利用者（喫煙者）の誘導を行うことで、喫煙所内のトラブル発生を防止。
- ✓ 喫煙所の利用人数が多い場合、はみだし喫煙の原因となるため、安全な状態での整列を誘導し、適切な人数管理を実施。
- ✓ 喫煙所の外での喫煙は、厳に行わないよう指導・啓発を実施。
- ✓ 例えば、スクランブル交差点喫煙所では、昼夜問わず多くの来街者等が利用することから、朝8時から深夜1時頃（終電）まで巡回員が立哨対応を実施中。

取組 6 周知・啓発

- **渋谷区喫煙ルール**を広く周知するため、様々なメディア・コンテンツを用いた啓発活動を実施。
- 商店街やビルオーナー、ビジョン管理会社、プロスポーツチームなど、渋谷に関わる**多様な事業者と連携**

路面シート

道路上や公園内の数千箇所に喫煙禁止の路面シートを貼付。



大型路面シート

主要駅など多くの来街者が通行する場所に大型の路面シートを貼付。



横断幕・のぼり旗

繁華街の道路や公園内に喫煙禁止の横断幕やのぼり旗を設置。



ポスター啓発

公共喫煙所や町会掲示板にポスターを掲載。



ビジョン放映啓発

渋谷駅周辺の屋外ビジョン等にて、喫煙禁止の啓発動画を放映。

【FC東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=YseZEgwe3Mc>

【アルバルク東京コラボ動画】



<https://www.youtube.com/watch?v=28wA3E7E0ms>

音声アナウンス啓発

商店街と連携し、渋谷センター街で音声啓発を実施。



ハチ公バスや都営バスにおいて音声啓発を実施。



【渋谷区×FC東京】きれいまちアナウンス（ハチ公バスver.）

| 用語 | 説明 |
|------|--|
| たばこ | たばこ事業法（昭和59年法律第68号）第2条第3号に掲げる製造たばこであって、同号に規定する喫煙用に供されるもの及び同法第38条第2項に規定する製造たばこ代用品をいう。 |
| 喫煙 | たばこを燃焼又は加熱させ、自己が煙（蒸気を含む。以下同じ。）を吸入することをいう。 |
| 路上喫煙 | 屋外公共の場所（道路・公園・広場など）における喫煙行為をいう。但し、区指定喫煙所を除く。 |
| 受動喫煙 | 他人の喫煙によりたばこから発生した煙を吸入することをいう。 |